



Title	大学生等にいる母子・寡婦世帯の母親の生活
Author(s)	阿部, 峰子
Citation	教育福祉研究, 19, 19-35
Issue Date	2013-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/54007
Type	bulletin (article)
File Information	AN10264662_19_4.pdf



[Instructions for use](#)

大学生等のいる母子・寡婦世帯の母親の生活

阿部 峰子

1. 研究目的と課題

本研究は、大学生等¹⁾のいる母子・寡婦世帯の母親の生活を明らかにすることを目的として、①家計の特徴と②母親自身の老後の見通しの二つに焦点を当てた分析を試みる。

では、なぜ母子・寡婦世帯の中でも大学生等のいる世帯を対象とするのか。

従来の母子・寡婦世帯研究では、高校を卒業した子どものいる世帯を扱うことはほとんどなかった。それは以下の二つの理由が考えられる。

第一に、母子世帯の定義と関連した問題である。母子世帯の定義はこれまで様々に設定されて、調査・研究がなされてきたが、ほとんどの場合子どもの年齢を基準としており、おおむね配偶者のいない女子と18歳未満（または20歳未満）の子からなる世帯とされる²⁾。この定義からもわかるように、高校を卒業する際の年齢が、我が国の場合は最低でも18歳であることから、いわゆる「母子世帯」の調査から高校卒業後の子どもと母親は漏れてしまう。仮に定義が20歳であったとしても、高校卒業後の子どもと母親の実状に迫るには不十分であると言わざるを得ない³⁾。

第二に、制度との兼ね合いによるアプローチの難しさに起因する。従来の母子・寡婦世帯研究において、母子・寡婦世帯の中でも未就業の母親や児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設利用者等、制度を利用した世帯を対象とした研究が多くなされてきた。その理由として、支援制度を利用している世帯へのアプローチは比較的容易であることが挙げられる。また同時に、支援制度の在り方を検討したり、政策的効果を測定したりするためにも、そのような調査研究は社会的に求められ

ていることも影響していると言える。しかし、高校を卒業した子どものいる母子・寡婦世帯が利用できる支援制度自体が存在しないために、議論の対象とされる機会がなかった。このように支援制度が存在していないことは、母子・寡婦世帯に対する一般認識も起因すると考える。母親が就労しており、ましてや高額な学費のかかる大学等に子どもを通わせている世帯に対して、政策的に介入し、支援することは必要ではないと考えられてきた。加えて第一の定義とも関連して、これまで子どもが大きくなった後の母子・寡婦世帯の中でも特に、大学等へ進学した子どものいる母子・寡婦世帯には焦点が当てられずにいた。

そこで本研究では敢えて、これまで定義的にも制度的にも見落とされてきた母子・寡婦世帯、つまり高校を卒業した後大学等へ進学を果たした子どものいる母子・寡婦世帯の母親に着眼する。母子・寡婦世帯研究として本研究を位置付ける際に、子どもが大学等に通う世帯をも含み込むことで、母子・寡婦世帯の全容を捉えることに寄与し得ると考える。

なお、本研究における分析視点として、①家計と②母親自身の老後の見通しを設定する。分析視点の設定背景として、先行研究との関係がある。従来の母子・寡婦世帯研究では、一般世帯と比較してもその世帯平均収入の低い母子・寡婦世帯において、経済的にどのような不利が生じるかということに着目した研究が多くなされてきた。その中でも、母子・寡婦世帯における家計に着目した研究として馬場(1997)、鳥山(2003)等が挙げられる。ここでは母子・寡婦世帯における家計の特徴として、住宅費と教育費が大きな支出として母子・寡婦世帯の家計を圧迫していることが示され、

また、母子寡婦福祉資金（修学資金）を利用しながら子どもを進学させている、母子寡婦福祉資金利用者に着目した生活の現状を明らかにしている。しかし、これらは一時的な家計に着目したものであり、各世帯の家計を通時的に捉えたものではない。そのため、本研究の要である子どもが大学等へ行くという時期区分で家計を捉えた際に、それらはどのような特徴を持つものであるのかということが明らかになっていない。そこで、本研究では母子・寡婦世帯の家計のうち、子どもが大学等へ進学する前後での家計の変化を比較することで大学生等のいる生活の特徴を明らかにし、その内実がどのような工夫をもってやりくりされているのかを可視化する。

また、母親自身の老後の見通しについては、これまでの母子・寡婦世帯研究において扱われずにきた。山田ら（2011）も明らかにしているように、高齢の単身女性が貧困に陥るリスクは高く、子どもを大学等に通わせている母子・寡婦世帯の母親も同様のリスクを負っていることが考えられる。そこで、本研究では大学生等のいる母子・寡婦世帯の母親は、自身の将来をどのように見通しているのかを明らかにすることを試みる。

2. 調査概要

本調査は、大学生等の子どもがいる母子・寡婦世帯の母親の生活に着目し、母子・寡婦世帯のうち子どもを大学等へ通わせている世帯の生活の実態を明らかにすることを目的として行う。子どもを大学等へ通わせるということが、子どもが成長して精神的にも経済的にも負担が軽減されたと見なされやすい母子・寡婦世帯の生活と、母親の将来の見通しについて、どのような特徴や傾向があり、それらがどのように関係しているのかということをも明らかにするために、現在、大学等に通う（または過去に通っていた）子どもがいる母親・寡婦世帯の母親へ半構造化インタビューによる質的調査を実施した。

本調査はA県B市母子寡婦福祉連合会およびA県における母子・寡婦世帯当事者団体の会員であ

る母親8名から協力を得て、1～2回にわたって聞き取り調査を行った。

調査はあらかじめ「調査票」を送付し調査の目的や概要の理解、了承を得て、「調査票」に沿った半構造化インタビューを実施した。期間は平成24年9月～10月の2ヶ月間にかけて行った。インタビューは1対1の個別面接の形態で、所要時間は1時間～2時間程度で、A県B市内の施設の個室にて行った。なお、調査協力者には調査の趣旨・データの使用範囲、倫理的配慮に関する事前説明を行い、ICレコーダーによる録音とメモを取ることの承諾を得てから実施し、後日録音内容と記録したメモを照合させながら書き起こしを行った。

なお、以下の表記について、【 】内は調査者である筆者の語り、（ ）内は筆者が内容を補った部分、(中略)… は省略部分として統一する。また、固有名詞や個人が特定され得るものの名前・地名についてはアルファベットで記す。表1に調査対象者の基本属性をまとめている。

3. 母子・寡婦世帯の家計と生活実態

本章では、母子・寡婦世帯のうち子どもを大学等へ通わせている世帯の家計を中心とした生活実態を追う。そこから、子どもを大学等へ行かせるということが、家計や生活にどのような影響を与えるのか、その特徴を示す。

(1) 大学等へ行く前後での家計の変化

従来の子・寡婦世帯研究において、子どもが大学等へ通っている世帯が対象から外れていたということは前述した通りである。それゆえ、大学生等のいる世帯における家計の特徴というものが、これまで明らかにされてこなかった。そこで本節では、大学等へ通う前後（また、既卒であるG氏H氏については大学卒業後も含む）において、それぞれ家計がどのような特徴を持つのかということと比較し、そこから子どもを大学等へ行かせる母子・寡婦世帯の家計の特徴を挙げる。

まずは、収入に着目する。表2は大学等へ通う前後における収入内訳の変化を表したものである。

表1 調査対象者の基本属性

	年齢	雇用形態	健康状態	母子世帯になった理由	子ども(性別・年齢・学年) ※3	子ども以外の同居家族	収入 (万円/年)	収入源※1			
								稼働収入	児扶手※2	養育費	その他
A	44	正職員	良好	離別	①男・18歳・大学1年 ②女・15歳・中3		450-500	◎	×	×	×
B	50	嘱託職員	良好	離別	①男・22歳・大学3年 (別居:A県C市) ②女・20歳・大学1年 ③男・17歳・高2 ④女・15歳・中3		250-300	◎	○	×	×
C	45	正社員	ほぼ良好	離別	①女・19歳・看護学校2年 ②女・17歳・高2		250-300	◎	○	○	×
D	41	パート	良好	離別	①男・18歳・専門学校1年	パートナー:年齢不明	100-150	◎	×	×	×
E	57	パート	通院中	離別	①男・23歳・大学院1年 (別居:A県外)	本人の母親:84歳 本人の弟:55歳	100-150	○	×	×	○ (その他収入)
F	56	無職	ほぼ良好	離別	①女・25歳・既婚・無職 (別居:A県B市) ②男・24歳・未婚・有職 (別居:A県外) ③男・20歳・専門学校3年		100-150	×	×	×	◎ (生活保護)
G	64	無職	高血圧・ 糖尿・ 高脂血症	死別	①男・38歳・未婚・無職 (別居:A県B市) ②女・34歳・未婚・有職 ③女・32歳・未婚・有職 (別居:A県B市) ④女・26歳・未婚・有職 (別居:A県F町)		200-250	×	×	×	◎ (アパート 経営・年金)
H	66	パート	良好	死別	①女・36歳・既婚・有職 (別居:A県B市)	本人の母親:91歳	50-100	○	×	×	◎ (年金)

注) ※1:収入源のうち◎は主な収入源、○は収入があること、×は収入がないことを示す

※2:児童扶養手当。以下同じ。

※3:①は第1子、②は第2子、③は第3子、④は第4子である。以下同じ。

(出所:インタビュー調査より作成)

子どもが大学等へ入学する前後で比較すると、収入が増えた世帯は2世帯(B氏・C氏)であるのに対し、大幅に減額している世帯は5世帯(D氏~H氏)であった。母親の稼働収入に着目しても、一概に経験年数に応じて収入が増額するとは言えないということがわかる。それどころか、勤務時間や労働条件など、自身の生活や体調等を考慮して、以前よりも収入が低い仕事へ転職している世帯もあった。

これらを鑑みて、収入に大きく変化をもたらしているものが①養育費と②児童扶養手当(死別世帯においては遺族基礎年金)であると考えられる。この二つに共通している点として、子どもの年齢という期限付きの収入であるということが言える。養育費のほとんどが、子どもの年齢を基準に支払う期間が定められている。本調査対象者の離

別世帯のうち、もと夫からの養育費を受け取っているのはC氏のみであるが、C氏の場合も末子が20歳になるまでと決まっている。このように、養育費という収入があったとしても、それは一時的な収入であって、子どもが成長すると支払われなくなる。同様に、児童扶養手当や遺族基礎年金も18歳までの支給と定められており、大学等へ進学すると同時に打ち切られてしまう。「子どもが大学等に通っている時期」に児童扶養手当による収入がある世帯(B氏・C氏)もあるが、それは下の子ども(中学生・高校生)に支給されているものである。そのため、末子が高校を卒業すると同時に児童扶養手当による収入は途絶える。このことから、子どもが大学等へ通う前後での収入の変化は制度的にも必然性を伴うと言える。

また、大学等を卒業した後については収入の増

表2 子どもが大学等へ通う前後における収入内訳の変化

(万円/年)	子どもが大学等に行く前				子どもが大学等に通っている時期				子供が大学等を卒業した後			
	合計				合計				合計			
	稼働収入	児扶手	養育費	その他	稼働収入	児扶手	養育費	その他	稼働収入	児扶手	養育費	その他
A	500				500				非該当			
	500	×	×	×	500	×	×	×				
B	258				288							
	192	66	×	×	230	54	×	×				
C	304.4				318.4							
	200	44.4	60	×	220	38.4	60	×				
D	235.2				150							
	210	25.2	×	×	150	×	×	×				
E	297.6				144							
	180	45.6	×	その他 収入 72	72	×	×	その他 収入 72				
F	244.4				144							
	200	44.4	×	×	×	×	×	生活 保護 144				
G	450				270				240			
	270	180	×	×	270	×	×	×	×	×	×	アパート 経営120 年金120
H	252				192				101			
	156	96	×	×	192	×	×	×	26	×	×	年金75

注) ×は該当する収入がないことを示す

(出所：インタビュー調査より作成)

額が見込めないことがうかがえる。子どもの成長に伴い、母親も年を取ることで労働市場からの引退を余儀なくされる。G・H氏の場合、既に定年を迎えているため、稼働収入はほとんど無く、その代わりにその他（年金・アパート経営による収入）が生活を支える役目を担っている。本調査では、「子どもが大学等に通っている時期」に既に定年を過ぎている母親はいなかったが、そのような可能性もあることを考えると、制度的にもたらされた収入の減額と、労働市場から離脱することによる収入の減額が併発する世帯も存在することがうかがえる。

次に支出に着目して、子どもが大学等へ通う前後（また、既卒であるG・H氏については大学等卒業後も含む）において、それぞれの家計がどのような特徴を持つのかということと比較し、そこから子どもを大学等へ行かせる母子・寡婦世帯の

支出の特徴を挙げる。以下の表3は、主な支出内容と、支出と収入の関係についての所感としてインタビューからの語りをまとめたものである。

このように、子どもが大学等へ通う前と後ではほとんど支出の内容に変化が見られず、一貫して支出と収入に余裕のない現状がうかがえた。大学等への進学後、多少子どもへのお小遣いが減る(A氏・D氏)事例も見られたが、それでも家計の厳しい状況には変わりがない。これは、金川(2009)の和歌山県内における母子世帯の母親への聞き取り調査でも、同様の結果が見られており、支出について「多くの世帯で、『収入分がそのまま出ていく』という声が聞かれた」(金川2009:23)ことを明らかにしている。

また、「子どもが大学等に通っている時期」に着目すると、一つの特徴として、子どもが大学等へ通っている時期にも関わらず、支出内容に子ども

表3 子どもが大学等へ通う前後における支出内容の変化

	子どもが大学等に行く前		子どもが大学等に通っている時期		子どもが大学等を卒業した後			
	主な支出内訳	支出と収入の関係	主な支出内訳	支出と収入の関係	主な支出内訳	支出と収入の関係		
A	住宅費・光熱費・教育費	月…20(万円)くらいで、出てくのも同じくらいですね(笑)	住宅費・光熱費・教育費	入ってくるのと出てくのは同じくらいです。上の子の分が無いから減ったかな…でも楽にはなってない	非該当			
B	食費・マンション管理費・子どもの積立金・携帯・光熱費・教育費	ほぼ出て行きますね、貯蓄なんてできやしない	食費・マンション管理費・子どもの積立金・携帯・光熱費・教育費	—				
C	教育費・学資保険・車維持費	いやあなんか、ほとんど。貯金してないっゅーことは、ほぼ出ていった。	食費・車維持費・学資保険	お給料はそのまんま出てくかなくて感じで(笑)				
D	住宅費・保険代・食費・習い事	頑張ってはいるんですけど、カツカツと言えばカツカツなので。お金を貯めるということが出来ない。	食費・保険代・携帯代	アルバイトをし始めて、お小遣いってことがなくなったので、減ったといえば減った…けど変わらない…。				
E	家賃・食費・保険代・光熱費	3万7300円の中から病院代や洋服、電話代とかやんなきゃならないんだから。	生活費・病院代・保険代・食費・仕送り	子どもに仕送りするようになって、収入より支出が多くなって。赤字で無理だから。				
F	住宅費・光熱費・交通費・食費	だいたいとんとんですね、大変ですよね男の子二人ね。	住宅費・食費・光熱費	取支はそうですね、ギリギリですよ。				
G	教育費・食費・娯楽費	子どもが4人いたからかなり(遺族年金の)加算があって、仕事もしたしたのでね。だから経済的にはそんなに大変ではなかったっていうか。	学費・食費・光熱費	第4子が大学行くあたりが一番大変で。もうほとんど足りないわけ。			食費・光熱費・母子寡婦福祉貸付金返済	20万で生活なんとかしようと思って頑張ってるんだけど
H	食費・光熱費・子どものお小遣い	遺族年金を取り崩して、店の切り盛りだとかなんとかやっていましたよ。	食費・光熱費	大学卒業するまでは覚えてないくらい大変でした			食費・光熱費・地代・病院代	不安でしょうがない。保険も減免猶予してもらわなかったら生きていけない。

(出所：インタビュー調査より作成)

の学費や仕送りを含めている世帯が2世帯しかないことが挙げられる(E・G氏)。そしてその世帯では、大学等へ通う前後で比較すると、支出と収入の関係が以前よりも厳しい状況にあるということが明らかになった。このことから改めて、母子・寡婦世帯の家計において日々の生活をやりくりすることがいかに困難であるかということを知ることができる。

これらのことから、大学生等のいる母子・寡婦世帯の家計の特徴として以下の三つのことが挙げられる。まず、収入に関しては稼働収入が多少増加することがあっても、子どもが高校等を卒業すると同時に児童扶養手当(遺族基礎年金)による収入が途絶え、養育費による収入も同様に子どもの年齢を基準とした期限付きの収入であるため、子どもが大学等へ通う時期には収入が減少する傾向にあること。そして、支出に関しては子どもが

大学等へ通う前後における支出の内訳に、大きな変化はなく、それらの多くが収入と支出がほぼ同額という現状があるということ。最後に、子どもが大学等へ通う時期になっても、子どもにかかる学費は必ずしも家計からまかなわれるのではない、ということである。

(2) 学費の捻出方法

子どもを大学等へ行かせる際には、学費として大きな支出が必要となってくるが、前節では、子どもの学費が家計内からまかなわれることが少ないということが明らかになった。そこで、本節では子どもの大学等の学費を、どのようにまかなっているのか、ということ进行を明らかにする。まず表4において、大学等で必要となる学費がどれくらいなのか、またそれを世帯全体で合計するとどれくらいになるのかをまとめる。

このように、学校種や設置者によってもその内

表4 大学等の学費（単位：万円/年）

	学校種	設置者	入学初納金 (万円)	授業料 (万円/年)	修業期間 (年)	合計 (万円/通年)	世帯合計 (万円/年)	
A	①	大学	私立	73	100	4	473	473
	②	中学生のため非該当						
B	①	大学	国立	34	54	4	250	942
	②	大学	私立	80	153	4	692	
	③	高校生のため非該当						
	④	中学生のため非該当						
C	①	看護学校	公立	0	12	3	36	36
	②	高校生のため非該当						
D	①	専門学校	私立	20	135	4	560	560
E	①	職業大学校	私立	17	80	2	177	688
		職業大学校	私立	11	80	2	171	
		大学院	私立	100	120	2	340	
F	①	大学等へ進学していないため非該当						
	②	大学	私立	100	120	4	580	976
	③	専門学校	私立	60	68	2	196	
専門学校・大学		私立	0	100	2	200		
G	①	専門学校	私立	40	70	1	160	1975
		専門学校	私立	50	60	1	110	
	②	短大	私立	45	50	2	145	
	③	大学	私立	140	120	4	620	
	④	大学	私立	180	170	4	860	
大学院		私立	80	0	2	80		
H	①	短大	私立	120	100	2	320	320

(出所：インタビュー調査より作成)

実は大きく異なるものの、一様にその額は大きく、経済的に困難を抱える母子・寡婦世帯においてこれらを家計からまかなうことがどれほど困難なことであるかは、想像に難くない。

このことをふまえて、実際にこれらの学費を、各世帯ではどこからどれだけ捻出しているか、ということ进行らかにする。表5は、それぞれの子どもの大学等の学費の捻出先を家計内/外でまとめたものである。なお、子どもの学費のうち、入学金（入学初納金）と授業料はその性質が異なるため分けて考察する⁴⁾。

表5から、入学金については貯蓄や学資保険、生命保険等の家計内からやりくりすることが多いのに対して、授業料は奨学金や教育ローン、母子寡婦福祉貸付金等、家計外から捻出する傾向があ

ることがうかがえる。

青木（2003）も指摘しているように、我が国は「家族依存」の性格の強い国であり、それゆえ高等教育における教育費の私費割合が高く、親や家族の負担が極めて大きい。このことを踏まえて、表5の結果を見てみると、入学金を支払い終えた時点で「家族依存」が限界を迎え、それ以降は家計内からまかなうことが困難となる。言い換えると、母子・寡婦世帯において子どもを大学等へ行かせるために、ギリギリまで家計内でなんとかするべく努力をし、それでもどうにもならない時はやむを得ず家計外に頼るという手段が取られていると言える。

（3）奨学金等の利用

前節において、子どもを大学等へ通わせるにあ

表5 家計内/外における学費の捻出

		入学金（入学初納金）		授業料	
		家計内	家計外	家計内	家計外
A	①	貯蓄		アルバイト・母の稼働収入	奨学金
	②	中学生のため非該当			
B	①	新聞奨学生			奨学金
	②		銀行ローン		奨学金
	③	高校生のため非該当			
	④	中学生のため非該当			
C	①	－（入学初納金不要）		養育費	
	②	高校生のため非該当			
D	①	学資保険		学資保険	奨学金
E	①	貯蓄		貯蓄	
		貯蓄		貯蓄	教育ローン
F	①	大学等へ進学していないため非該当			
	②		教育ローン		奨学金
	③	子どもの貯蓄			奨学金
G	①	生命保険		生命保険	
	②	生命保険	奨学金（高）		奨学金（大）
	③	生命保険		生命保険	奨学金（高・大）
	④	色々かき集めて		家計	母子寡婦福祉貸付金
		子どもの貯蓄		－（授業料免除）	
H	①	生命保険			母子寡婦福祉貸付金

（出所：インタビュー調査より作成）

たり、学費等を家計内から捻出し尽くした後に、家計外からやりくりする傾向があることを明らかにした。そのことを踏まえて、本節では家計外の経済基盤である奨学金等（奨学金や教育ローン、母子寡婦福祉貸付金を含むローン⁵⁾）の利用状況について明らかにする。

以下の表6は、本調査対象者の奨学金等の利用状況を示した表である。

表6からもわかるように、本調査対象のうち全世界帯において奨学金等の利用が見られた。そのうち、奨学金等を高校生の段階から利用している対象者も半数近くいるが、そのうちの半分は返還不要となっており、給付型の奨学金である。しかし、大学等になると返還不要の給付型奨学金等の利用はC氏第1子のみとなり、他は全て貸与奨学金を利用している。更に、そのうちの半数が有利子の貸与奨学金となっている。

また別の視点から表6を見ると、子ども一人に対して、複数の奨学金を利用している事例も存在することがわかる。高校生の時から大学等へ進学した後まで継続的に利用する事例もあれば、同時に複数の機関の奨学金等を併用している事例もある。このことから、家計内では捻出することが困難な学費を、家計外の奨学金等からやりくりするものの、高額な学費をまかなうためには一つの奨学金等では足りず、複数の奨学金等を利用するに至ると考えることができる。つまり、子どもを大学等へ通わせるためには奨学金等の利用が不可欠で、それも、出来るだけ大きな金額を捻出するために、複数の奨学金等を組み合わせて利用するという工夫の上で成り立っている。

次に、これらの奨学金等の使途を追う。以下の表7は奨学金等の使途をまとめたものである。奨学金等の使途として、入学金や授業料等の学費や

表6 奨学金の利用状況（単位：万円/月）

	高校			大学等			返済者		返済額	
	機関	月額	形態	機関	月額	形態	母親	子ども		
A	①	—		学生支援機構	5	有利子	△※2	○	240万+利子	
	②	中学生のため非該当								
B	①	—		学生支援機構	5	無利子	×	○	886	
				学生支援機構	10	有利子				
	②	B母連（2年間）	0.5	返還不要	学生支援機構	12	有利子	×	○	768+利子
					学校独自	4	無利子			
					銀行ローン	80 ※1	有利子	○	×	96
③	B市入学準備金	16 ※1	返還不要	高校生のため非該当			—	—	0	
	財団法人O奨学金	1.4	返還不要							
	④	中学生のため非該当								
C	①	B母連	0.5	返還不要	学校独自	2	返還不要	—	—	0
	②	B母連	0.5	返還不要	高校生のため非該当					
D	①	—		学生支援機構	10	有利子	△※2	○	645	
E	①	—		教育ローン	220 ※1	不明	△※3	○	412+利子	
				学校独自	8	有利子	×	○		
F	①	大学等へ進学していないため非該当								
	②	—		教育ローン	100 ※1	不明	もと夫	×	100	
				学生支援機構	12	有利子	×	○	576+利子	
③	—		学生支援機構	5	無利子	×	○	384+利子		
				3	有利子					
G	①	—		—					0	
	②	私立高校奨学金	1.6	無利子	あしなが育英会	4.6	無利子	×	○	167.6（済）
	③	あしなが育英会	3	無利子	あしなが育英会	4	無利子	×	○	300
	④	あしなが育英会	2.5	無利子	あしなが育英会	4	無利子	×	○	282
母子寡婦福祉貸付金					213 ※1	無利子	○	×	213	
H	①	—		母子寡婦福祉貸付金	100 ※1	無利子	△※4	○	53.2（済）	

注）網掛けは貸与奨学金、（済）は返済が終了している

（出所：インタビュー調査より作成）

※1：月額ではなく一括で利用した額

※2：主に子どもが返済するが、母親も少し返済を手伝う予定

※3：子どもが在学中は利子を母親が返済し、卒業後、元本と利子を子どもが返済

※4：卒業後、母親と子どもで半額ずつ返済したが、子どもが結婚する際に残りを子どもが返済

大学等での生活費（お小遣い）・交通費等が多い。しかし、その中でもB氏第1子、第2子は、使途として上記のもの以外に、世帯の生活費と記載されている。世帯の生活費とは何を意味するのか、それを明らかにするために以下、B氏の語りを引用する。

【お子さん二人を大学に通わせるってすごいですね。】すごい大変です。でも逆に言うと二人とも奨学金を借りているので、「今ならちょっとこっち（子どもの奨学金）から借りれる！ 最

終的に4月までに（借りた分の返済が）間に合えば良いでしょう」っていうそういう補填の仕方ができるようになったんです。それまでは、そういったものがなくて。【ある意味、生活費の補填みたいな感じですか？】そうです、そうです。私が子どもを補填しながら、子どもから奨学金で補填されながら。そういう意味では今はだいふ楽になりました。これ使っちゃうとなくなるっていうのは無いですね。とりあえず奨学金の（分）はあるわけですから、「ちょっと良い？」っていうのはあるので。気分的にすごい楽

表7 奨学金等の使途

		高校	大学等
A	①	—	授業料
	②	中学生のため非該当	
B	①	—	授業料・子どもの生活費・世帯の生活費・部活動活動費
	②	不明	入学金・授業料・お小遣い・世帯の生活費
	③	制服等・交通費	高校生のため非該当
	④	中学生のため非該当	
C	①	交通費	貯蓄
	②	交通費	高校生のため非該当
D	①	—	授業料
E	①	—	大学院授業料・引っ越し費用・生活費
F	①	大学等へ進学していないため非該当	
	②	—	授業料・お小遣い・交通費
	③	—	授業料
G	①	—	—
	②	大学入学金	授業料
	③	大学授業料	授業料
	④	不明	授業料・生活費
H	①	—	授業料

注) ーは奨学金の利用がない

(出所：インタビュー調査より作成)

です、二人とも借りてくれてるので。当てがあるっていう部分があって。兄（第1子）に関しては授業料免除になっているので、そういう部分で。結構貯まっていますね。本人も免許取りたいだとか、いろんな部分でそれを使いたいだとか言っていますけど。「ごめん、免許ちょっと何ヶ月後かにしてもらっていい？」みたいな、そういう感じでやりくりさせてもらっていますので、すごい楽です。(中略)本当にそういう意味ではそういうのがあって私はとても助かってるし、子どもも「お母さん大丈夫？ 使うあてあるんじゃないの？」って感じで言うので。〈B氏〉

このように、子どもの奨学金を母親が生活費の補填として利用するという家計のやりくりが見られ、奨学金等の家計外の収入をあてにしなければ、日々の生活を成り立たせることも危ういという母子・寡婦世帯の家計の脆弱性がうかがえた。

しかし、一時的な収入として、母子・寡婦世帯

の生活を支えている奨学金等も、結果的には大学等を卒業した後に、返済という名の支出として出ていくことになる。それも、利子がある場合には借りた額よりも多く返さなければならない。一時的に奨学金等の家計外の収入を頼りにすることで、これまで通りの生活を維持しているように見えるものの、その実態は困難が表面化する時期を、将来へ先延ばししているに過ぎないのである。

(4) 子どもを中心とした生活

ここまで、大学生等のいる母子・寡婦世帯の家計の特徴として、子どもの大学等にかかる学費を家計内でまかなおうと努力するも、高額な学費ゆえに家計内のみでまかなうことが困難な状況に陥り、家計外の資源を利用することで、一時的に維持しているように見えるということが挙げられた。

そこで、本節では家計内でまかなうことが困難になる時期を出来るだけ先延ばしするために、どのような工夫が行われているのかということに着

眼し、その内実に迫る。

本調査では各世帯の支出のうち、既述したように主な支出や収支の関係の他に、子どもや自分自身に対する支出はどの程度であるか、ということを探る項目を設けた。それに対する各対象者の反応は以下の通りであった。

【(子どもが大学に入る以前について) 自分のお金は何?】月…美容室とかもですよ? そしたら1万くらい? 【子どものためのお金は何?】自分の3倍くらいかな。3万くらい? 【(現在について) ご自身の支出は何?】美容室とかあまり変わらない…。【お子さんの支出は何?】上の子の分が無いから減ったかな…【では楽になりましたか?】いや、そんなに。〈A氏〉

(大学に入る以前について)自分自身で使うお金は、いやあ月に1万も使わないですね。美容院くらいですかね。5000円くらいですかね。【子どもへの支出は何?】その年によって変わるんですよ、塾に通わせていた時期があるので。(中略) んーと…あの時は、月小遣いも合わせると(1人)2万くらいですか。〈B氏〉

【(大学入る前について) 自分の支出はどのくらいでしたか?】月に? 15万くらいしかない給料の中…1割くらいかな。1カ月に1回くらいマッサージと野球見に行ったり。車は必要経費かな? みたいなね。【それに対してお子さんには?】半分以上。習いものだけで…上も下も塾行ったり、上はバレエやって、下は…やってたから。…(中略) 子どものため? 10万くらいは。食費を除いて、あとは全部子どもにかかっていたような気がしたから。私1割子ども8割みたいな。8割じゃないか。7割くらいかな。残りが光熱費とか食費と。〈C氏〉

【(専門学校に通う前について) お子さんにかかる支出は何?】3割くらいですかね…【具体的には?】習い事とか、あとは保険代とか、つての

を考えると。【ではご自身に対する支出は何?】2割くらい。【具体的には?】携帯代とか…【…それは通信費ということで、世帯への支出になりますね。】なら、1割程度? 交際費とか。…そんなに服とか買えるわけでも無いし。【ご自身よりも子どもに?】ですね、そうですね。

【お子さんが専門に通ってから、自分にあてるお金は増えたりしましたか?】いや…変わらないですね。〈D氏〉

自分で使ったのは病院代。通院代が一番かかっているかな、20万くらい。【子どものための支出はどれくらいでしたか?】特に…無いけど。被服費だとかも、ウチの子縦にも横にも大きいから…(中略) だから高くつくかな。〈E氏〉

【(子どもが大学へ行く以前について) その当時の主な支出は何?】教育費がある時は…高校なんかだと、教育費かかって。まだ無償化でなくて私立だったからね。結構教育費が大きくて、後は食費…と、あとなんだろう。結構、娯楽費もかけてたかな。この当時はまだゆとり(があった頃)だったから、子ども達連れてあちこち旅行してたっていうんですか。車は無いけどJRとかあれで、二泊三日とか結構旅行してたから。あと勤めてたから、衣服もまあ街の中通ってたんで。【そのうちお子さんへの支出の割合は何?】半分以上…もう後半なったらほとんどもう足りないけど。その当時は、半分くらいは。【ご自身には?】月1万か2万くらいは、使ってた気がします。あと化粧品とかパーマとか? そういうのがあったから。いくらだろう。教育費が半分…食費が7、8万かけてたのかな。光熱費で2万くらいでしょ。3分の1…もないかな。計算してみなきゃわからない。もっと少ないかな。あんまり多くはないかな。〈G氏〉

(子どもが短大に行く以前の支出について)食費と…子どものお小遣いと。…(中略) 自分の物はほとんど買えなかったですね。娘のものは

買えてもね。自分のためにお金を使うということは無かったですね。〈H氏〉

これらのことから明らかになったことは、母子・寡婦世帯の母親たちは少ない収入のうち、住宅費や食費、光熱費等の必要経費を捻出した後は、ほとんど子どもへの支出に回しているという実態である。これは馬場（1997）が「母子世帯は（中略）他の一般世帯と比較して、生活価値観について、より子どもにウエイトがかかっている世帯である」（馬場 1997：2）と指摘しているのと一致する。実際に、ほとんどの場合、自分自身への支出は1割に満たず、美容院代や化粧品代など、最低限の生活必需品におさえているという現実があった。ここから、自分のものは我慢してでも子どもにより良いものを、という母親たちの気持ちを感じられた。これは湯澤（2000）が母親役割について「ひとり親であるというハンディを子どもに負わせているのだから、自分を犠牲にしてでもよき母親として頑張るべき」といったような世間の見方は現代でも根強くあり、そのためこのようなまなざしに対する防衛として、親が自分の食費や医療費を削って子どもにお金をかける、といったやりくりが実際になされていたりする」（湯澤 2000：9）という言及と似ている。

限られた収入の中から、毎月決まった分だけ必要経費が出ていくとなると、母親自身に対する支出を削ることでは、子どものために多くの支出を割くことが出来ない。このように、一見すると家計内でのやりくりを維持しているように見える生活も、母子・寡婦世帯の母親たちの工夫や我慢の上に成立しており、そのような内実を目を向けることなく「維持できているのだから良いではないか」と見ることは危険である。いくら母親が努力や我慢といった自己犠牲をすることで、やりくりをしていても、それ以上に大きな困難（例えば疾病や失業等）に直面した場合はいと簡単に、家計内で全てをまかなうことは不可能な状態に陥ると考えられる。

4. 母子・寡婦世帯の母親の見通しと生活

これまで、母子・寡婦世帯を対象とした研究の多くは、母親とその子どもを一つのユニットとして捉えており、母子・寡婦世帯の母親自身が抱える問題や生活というものは取り上げられずにきた。また前章においても、世帯としての家計を成り立たせるためには、母親自身の自己犠牲が不可欠であることが明らかになった。これらのことを踏まえて、本章では改めて、母子・寡婦世帯の母親が自身の生活をどのように考えているのか、また子どもが自立した後の自身の生活について、どのように見通しを立てているのかを明らかにすることを試みる。

（1）子育てに関する見通し

前章では母子・寡婦世帯の母親が「子どもを中心とした生活」を送っていることが示されていたが、母親はその生活が、いつまで続くものと捉えているのだろうか。本調査では子育てが「ひと段落」する時期はいつと想定しているのかという項目を設けて、将来の見通しをどのように持っているかということを明らかにすることを試みた。以下の表8は子育てが「ひと段落」する（した）と考える時期についての結果をまとめたものである⁹⁾。

表8によるとA氏～F氏のうち、A氏を除く全員が長子または末子が学校を卒業するということをひとつの区切りとして捉えている。一方でA氏とG氏は子どもの就職を一つの区切りとして捉えている。しかし、G氏の場合「就職はしても、まだ誰も結婚していないから」と答えており、就職の先に「結婚」ということも区切りであると捉えている様子であった。なお、子どもが既に結婚しているH氏については、子どもの結婚が一つの区切りであったと振り返る。

このことから明らかであるように、制度的な母子世帯の定義である18歳や20歳という子どもの年齢とは関係なく、母親自身は子どもが在学しているうちは依然として「子どもを中心とした生活」が余儀なくされていると捉えている。また、

表8 子育てが「ひと段落」する(した)と考える時期

	時期	具体的に
A	あと10年	第1子が働いて、第2子も働きだした頃
B	あと4年	第4子(中3)が高校を卒業したら
C	1年半後	第1子(看護学校2年)が看護学校を卒業したら
D	あと3年	子ども(専門1年)が専門学校を卒業したら
E	あと2年	子ども(修士1年)が大学院を修了したら
F	あと2年	第3子(専門3年)が卒業したら
G		第4子が就職したら
H		子どもが結婚したら

(出所:インタビュー調査より作成)

子どもが在学中である母親は、子どもが卒業すると学費を払わなくてよくなることを「ひと段落」の理由として挙げていたが、卒業と同時に奨学金等の返済が始まるということを踏まえた語りは聞かれなかった。印象として、母親の多くが子どもは卒業後には必然的に就職しているという見通しがあるように見受けられたが、職に就くに至る過程についての言及は見られなかった。

(2) 仕事に関する見通し

本調査対象者の収入として、大きな比重を占めている稼働収入であるが、母親は自身の働き方について、子育てが「ひと段落」した後にどのように変化すると考えているのか、ということの本節では明らかにする。

以下は、子育てが「ひと段落」した後の母親自身の生活について、仕事の変化等を考えているかという質問に対する語りの引用である。

【一年半後に、ひと段落とお考えとのことで何かお仕事の仕方変えたりとかありますか?】辞めたい…(笑) こんな過酷な仕事じゃなくて、職を変えたいと日々思ってるんだけど変えられない。もう7年も8年もいると(笑) 毎日のように「あー、辞めたい辞めたい」と思うけど、実際辞めて働くところも無いだろうし、この年齢だし。だから我慢してるけど…上(第1子)にお金がかからなくなったらもう少し楽な仕事に変えたい。パートで良いみたい。<C氏>

卒業するまであと3年?は働かなきゃってのがあるので。その後も手助けというか(奨学金の)支払いも手伝ってあげなきゃなってるがあるので。そこからは仕事はバリバリフルで働かなくても、少しアルバイトとパートの間みたいなところで時間減らしたりできるのかな?って。<D氏>

C・D氏は「ひと段落」した後、自身の仕事を減らすということを見通しとして持っていることが上記の語りから推察される。このことは、C・D氏にとって働くということが、子どもの学費や生活費を捻出するための手段であることを表している。それゆえ、子どもにかかる費用が少なくなり「ひと段落」すると考えられる時期になると、仕事の時間を減らしたり、働き方を変えることで負担を軽減しようとする。

しかし、一方でA氏はC・D氏とは異なった仕事の見通しについて語っていた。以下がA氏の語りの引用である。

【ひと段落した後って、生活や仕事って変わりますかね?】んー…変わると思います。例えば今は、子どもを見てもらうのもあって、親のそばに住んでるんですけど、卒業…っていうか大きくなったら私の自由になると思っていて。仕事する場所もどこでも良いんじゃないかと思っています。住む場所もそうですね。なんか、自分のしたいことをしたいです。【今は結構お子さ

んのことを優先してお母さんの近くに？】そうですね。私、看護婦をしてるんですけど、へき地医療とかも出来るんじゃないかって思ってます。〈A氏〉

このように、自身の働き方について肯定的な見通しを語ったのは正看護師として働くA氏のみであり、これはA氏が看護師という仕事に就いているためなのか、その他の要因があるのかは定かではない。しかし、多くの母親にとって日々の仕事というのは、自身の生きがいや趣味というものとは異なり、子どもを育て上げるための手段として位置付けられていると考えられる。1日のうち多くの時間を割く仕事を、手段として捉えるということはある意味では自己犠牲としても受け取れる。

(3) 老後に関する見通し

子どもの成長に伴い、母親も年を取るということは自明の理である。そのため、現在職に就いている母親であっても、いずれは労働市場から退く日が来る。そうすると、これまでの世帯を支える大きな収入源であった稼働収入が無くなり、それに代わって年金や貯蓄等が生活を支える経済的基盤となる。そこで本節では、母親自身の将来である老後の見通しについて、どのように見通しを持っているかを明らかにする。

しかし、まだ子どもが大学等に在籍中のA氏～F氏は、自身の老後について明確に想像することが難しい様子が見られた。以下、B氏の語りからの引用である。

今、老後っていうのは近いようで私にとってはまだ遠いんですよね。子育て中ってこともあるんですけど、自分のことはあまり考えられないんですよね。なので、もしかしたら大きな不安は老後だと思うんです。〈B氏〉

このB氏の言葉が表しているように、現時点では子どものことで精いっぱい、自身の老後を見

通す余裕がないことがわかる。特に、子どもの年齢がまだ小さい場合にはその傾向が顕著である。

表9は、母親の年金受給（見込み）額と貯蓄の有無、老後の生活を支えるものとして期待できるものについてまとめたものである。また、年齢や雇用形態は年金と関連があるため再掲する。

まず年金受給（見込み）額について、A氏～D氏は、自身の年金受給見込み額についてはっきりとは把握していない様子がうかがえた。これは、母親自身の年齢がまだ50歳以下であることも大きく影響しているだろうが、母子・寡婦世帯の母親は子どものケアとの兼ね合いで、仕事を短期間で変わったり、年金に入っていない時期があったりする。そのため、加入している年金が時期によって異なったり、加入期間が少ないために少額であるなど、一般の女性と比較しても複雑になっていることも、先を見通すことを阻害する一因となっている。この点についてC氏は次のように話している。

離婚するまではサラリーマンの妻っていうくくりの年金で、離婚した後は自分で。はじめが減免して、(仕事を)2箇所掛け持ちの時は保険入ってなくて減免申請したから。ゼロ円で3分の1払ったことになる減免申請かな。掛けた年数…掛けてないんだけど、年数は加算してくれたから、何年だっけ？ 35年ったっけ？…を掛けると権利があるっていうその加算にはなるって。だから、全額減免申請して。【企業年金も？】入ってて、一時金で…その会社（以前働いていた会社）に約8年くらいいて、10年満たないと基礎年金つかないからって言って、一時金として10万くらいしか返ってこなかった気がします。…で、6年くらい前の時に今の会社の派遣になった時、少ない金額でも健康保険と年金は入れててくれたんですね。払ってない期間は1年…いや2年半くらいですかね。だから、そういうのは企業年金は今の会社のだけだから…全然。頼りになるのは無い。〈C氏〉

表9 年金受給（見込み）額と老後のあて

年齢	雇用形態	年金受給額（見込み額）	貯蓄の有無	老後の生活を支えるものとして期待できるもの	
A	44	正職員	【年金見込み額は？】国民年金って6万くらいですよ？ 私、厚生年金なのでそれよりは良いかなと思うんですけど…具体的な額がちょっとわからないです。	×	年金○
B	50	嘱託職員	【年金の見込みは？】ほぼ無いですね、私働き始めたのが離婚してからなので。だから本当に少額ですよ、その前も年金納めてなかったんですね、自営だったので。まあ、将来子どもに食べさせてもらおうかなあって（笑）年金ほぼ無いですね、良くて3万じゃないですかね。	×	年金×→子ども
C	45	正社員	【年金は？】前から入ってました、企業年金です。給料引きだからあまりよくわかってないけど。【見込み額ってわかりますか？】見込み額はわからない…月ですか？ それがよくわからないんですね、あまり見たことがなくて…（中略）【企業年金も？】入ってて、一時金で…その会社（以前働いていた会社）に約8年くらいいて、10年満たないと基礎年金つかないからって言って、一時金として10万くらいしか返ってこなかった気がします。…（中略）だから、そういうのは企業年金は今の会社のだけだから…全然。頼りになるのは無い。	×	年金×→子ども
D	41	パート	【年金はどれくらいもらえるかわかりますか？】3万くらい？ 月…。充分とは言えない。部屋も借りれない。	×	年金×→パートナー
E	57	パート	【見込みでいくらくらいですか？】国民年金だから、この間試算でどれくらいだったかな？ 5万…5000円くらいだったかな？ うん。で、個人年金…これが国民年金だよ。であと個人年金、これ生命保険ね？ 個人年金？がおそらく…8万くらい。20代から個人年金入れてたから。月額7000円くらいだったにも関わらず、生命保険の方が掛け金少ない割にもらえるもんね。今思えば入っておいて良かったかな。	○	貯蓄・年金○
F	56	無職	【年金の見込み額は？】私は年金…去年は見込み11万になってたんですけどね、また下がったような話ってますね。【最大でも11万？】ですね。年々下がってるようですね。【企業年金ではなく、厚生年金ですか？】厚生年金です。	×	？
G	64	無職	今は遺族年金で月額約10万もらってるんですね。で、10月私が65（歳）になったら私の厚生年金から7万8000円、足りない分を遺族年金から2万2000円ってことで月額10万（円）ですね。収入は。	×	遺族年金+アパート経営○
H	66	パート	低いお金で働いてたら老後もらう年金も低いんですよ結局。だから国民年金、厚生年金合わせて6万3000円になりますね。	×	年金×

(出所：インタビュー調査より作成)

再び表9の内容に戻ると、E氏以外の全員が、自身の老後のための貯蓄ができていないことが明らかとなっている。それは日々の生活をやりくりすることに追われ、生活費とは別に貯蓄分をよける余裕がないためである⁷⁾。このことと併せて、貯蓄と年金が母子・寡婦世帯の母親達の老後の生活を支えるものとして機能しているか否かを、「老後の生活を支えるものとして期待できるもの」という項目について注目して分析する。

まず、A氏は正看護師であり今後も仕事を継続していくと考えているため、十分な額の年金を受給できると考えており、年金のみで自身の老後を支えられると見通している。

B氏とC氏、そしてD氏はともに年金も貯蓄も頼りにならないと考えており、それゆえ子どもやパートナーを頼りにしている。B氏は子どもが4人いるため、それぞれの子どもの大学等を卒業後

仕事に就き、その収入を合わせるとそれなりの金額になると予測する。C氏に関しては、子どもの手に職をつけさせるべく、高校を選択する時点で専門職に就職しやすい学校を選択し、将来的に安定した収入を得られるようにと考えている。D氏は現時点ではパートナーとの家計の共有は少ないが、将来的に家計を共有したいと考えている。

E氏は貯蓄も年金も十分であると考えており、その二つによって自身の老後を成り立たせようと考えている。F氏は、現在、生活保護を受給しており、また、求職中であるために老後の見通しが全く立たないという。仕事が見つければ、その収入から貯蓄をすることで、年金と組み合わせてやっていけると推測するものの、仕事が見つかるかわからない現状では老後の生活は想像が困難なようである。

G氏は貯蓄が無いために、年金だけで生活を支

えることは難しいと考え、更に子どもはあてにできないと判断し、定年後にアパート経営を始めた。そして、その収入と年金とで生活を成り立たせようと考えている。H氏は、年金だけでは生活をやりくりするのは極めて困難であるが、子どもは既に結婚しているため、頼ることは出来ないと考え、週1回の仕事による稼働収入も欠かせないと考えている。しかし、それでも依然として厳しい状態であるため、郊外に畑を借り、そこで野菜等を育てて食費をかけない工夫をしたり、交通費を削減するために移動手段として自転車を用いて、片道1時間半かけて畑へ通ったり、電化製品を極力使用しないように心掛けて毎月3000円以内に光熱費を抑える努力をして生活を成り立たせている。

5. まとめにかえて

本研究では、大学生等のいる母子・寡婦世帯の母親の生活を明らかにすることを目的として、①家計と②母親自身の老後の見通しに着目してきた。そこで明らかとなったことをまとめ、本研究の到達点と課題を提示する。

これまで、母子・寡婦世帯のうち子どもを大学等へ通わせている世帯を対象とした研究が無かった理由のうち、支援制度の利用との関係を挙げた。支援制度を利用することなく、子どもを大学等へ通わせることが出来る世帯は、母子・寡婦世帯といえども家計に余裕があると認識されていたのではないだろうか。しかし、本研究において大学生等のいる母子・寡婦世帯の家計に注目して分析を行った結果として、一見すると家計内でやりくりして“なんとかなっている”ように見えるものの、その内実は母親の自己犠牲を伴うものであることが明らかになった。そして多くの場合、母親が自己を犠牲にして生活を維持しようとしているにも関わらず、家計内のみでまかなうというやりくりは遅かれ早かれ限界を迎え“なんともならない”時期が来る。それゆえ、様々な家計外の資源を用いることで一時的に“なんとかなっている”状態を保ち、“なんともならない”時期を先延ばししているという家計の特徴があった。

これらのことは、結果として母子・寡婦世帯の母親の老後の見通しに影響を与えると、結論付ける。「子どもを中心とした」日々の生活をやりくりすることに精一杯な母親は、「ひと段落」するまで自身の老後について考える余裕がなく、それゆえ老後の準備も不十分であることが明らかとなった。

更に、自身の将来のみならず子どもの将来についても大学等を卒業することで区切りと捉えている母親が多く、子どもの就職活動等についての言及は見られなかった。しかし、現状として大学等を卒業した後に安定した職業へとつながることは容易ではない。それも、ほとんどの世帯で奨学金等を利用していることから、卒業と同時に返済をしなければならないが、子どもが安定した仕事に就かなかった場合には、奨学金の返済も困難となることが予測できる。また、子どもを老後の生活を支えるものとして期待しているという事例を鑑みると、先を見通せないことが将来的に母子共々共倒れにしてしまう危険性を孕んでいる。

このように、将来負い得るリスクを見通すことが出来ない場合、それに直面した際の衝撃が大きくなってしまう。たとえ先を見通せずとも、将来直面する可能性のあるリスクに対して十分な準備が出来ていれば良いが、多くの母親が老後に備えての準備ができていないという状況で、先を見通すことができないという生活は、母親たちのより良い生活を阻害し、更に貧困に陥る可能性を高めていると言える。

本研究では、これまで“なんとかなっている”世帯とし、取り上げられることのなかった大学生等のいる母子・寡婦世帯の母親の生活を明らかにすることを目的として、家計と母親の将来の見通しに分析視点を定めて考察を行ってきた。そこから、“なんとかなっている”世帯と“なんともならない”世帯は紙一重であることが明らかとなった。これまでは“なんともならない”世帯にのみ着目した研究が多かったが、本研究では“なんとかなっている”ように見える世帯の母親の生活を、母親たちの語りを通して見つめることができた。そし

て、そこから見えた母子・寡婦世帯の母親たちの努力や我慢といった自己犠牲によって成り立っている生活をもう一度、母子・寡婦世帯全体の問題として捉え直す必要があり、一人の人としての母親に焦点を置いた研究が今後重要となってくるだろう。

注

- 1) 本研究では高校等を卒業後、在籍する何らかの教育機関のことを指す。具体的に、本研究における調査対象者には大学、大学院、短期大学、専門学校、大学校、看護学校に通う子どもがいる。
- 2) ①母子及び寡婦福祉法では、「配偶者(婚姻)の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻)の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる女子」が「二十歳に満たない児童」を扶養している世帯とされている。②厚生労働省によって5年に1度実施されている「全国母子世帯等調査」では、母子世帯とは「父のいない児童(満20歳未満の子供であつて、未婚の者)がその母によって養育されている世帯」とされている。③厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」における母子世帯とは、「死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と、その未婚の20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯」としている。④総務省が実施している国勢調査における母子世帯とは「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の成員がないもの)」としている。⑤厚生労働省による「社会福祉業務報告」では、平成16年度までは「現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による。)18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯」とし、平成17年度からは、「現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚による。)65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子含む。)のみで構成さ

れている世帯」と定義している。⑥総務省統計局による「就業構造基本調査」では「配偶関係が「配偶者なし」の母親と18歳未満の子供のみから成る世帯」とされている。これらの例のように、機関や調査の種類により、母子世帯の定義のされ方が様々であることがわかる。

- 3) なお、かつて母子世帯であった世帯のことを寡婦世帯と言う。よって、第一の理由に対して、母子世帯研究では子どもが高校を卒業した後の母子世帯に焦点が当てられていなくとも、寡婦世帯研究でなされているのではないかと、という反論があるかもしれない。しかし、現実として寡婦世帯研究においても、子どもが高校を卒業した後の母子世帯について焦点を当てた研究は皆無である。
- 4) 入学金は入学前に全ての金額を一括で支払わなければならないのに対して、授業料は学校によって異なるものの、1年に2回等と分割して支払うことができる。
- 5) 奨学金・母子寡婦福祉貸付金とローンの相違点は、返済猶予が設けられているか否かという点である。子どもが卒業するまで、猶予期間が設けられる奨学金・母子寡婦福祉貸付金に対し、銀行ローンや教育ローンは借入れた翌月から早速返済が開始するが、子どもは学生であるためこの返済は母親が負う場合が多い。
- 6) 子どもが在学中のA氏～F氏は、まだ「ひと段落」とは感じておらず、既に子どもが大学等を卒業しているG・H氏については過去を振り返る形で回答していた。
- 7) E氏は十分な貯蓄があると答えているものの、それは独身時代からの貯蓄であり、「離婚してからは貯められていない」と語られていることから、母子・寡婦世帯であるということが、母親たちに老後のための準備をさせないという性格があるということには矛盾しない。

引用・参考文献

- 青木紀他(2003)『現代日本の「見えない」貧困』明石書店。
 馬場康彦(1997)「母子世帯の消費構造の特質(特集

- ワンペアレント・ファミリー) 家計経済研究『家計経済研究』(33)、20-33.
- 金川めぐみ(2009)「和歌山県内における母子家庭等自立支援施策の現状と課題—和歌山県御防市における母子家庭等への聞き取り調査から—」和歌山経済研究所『地域研究シリーズ』37、1-32.
- 鳥山まどか(2003)「母子世帯の家計と管理：子どもの教育・進学の問題に関連して」『教育福祉研究』9、23-36.
- 山田篤裕ら(2011)「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』7、110-122.
- 湯澤直美(2000)「母子生活支援施設における女性支援の視点」『コミュニティ福祉学部紀要』2、117-129.
- (北海道大学大学院教育学院・修士課程修了)